

議案第7号

大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の
一部改正について

大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年3月2日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が
改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例

大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年
大口町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 事業者は、利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、事業所の
設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事
業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練
その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」とい
う。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び
訓練を定期的実施しなければならない。

3 事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護
者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を
行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の
利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、
点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の
所在を確認しなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第13条の2 事業者は、事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利
用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の
業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を

策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「、又はまん延しないように」の次に「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例による改正後の大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第7条の2の規定の適用については、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(事業者と非常災害対策)	(事業者と非常災害対策)
第7条 略	第7条 略
(安全計画の策定等)	
第7条の2 事業者は、利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。	
2 事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。	
3 事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。	
4 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。	
(自動車を運行する場合の所在の確認)	
第7条の3 事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。	
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第13条 略	第13条 略
(業務継続計画の策定等)	
第13条の2 事業者は、事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対	

新	旧
<p><u>する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3 略</p>	<p>（衛生管理等）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 略</p>

改正要旨

1 改正の趣旨

放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正により、各放課後児童クラブにおいて安全計画を策定すること（令和6年3月31日までは努力義務）及び自動車を利用する場合の児童の所在確認が義務付けられたことに伴い、関係規定を改正するものです。

2 改正の概要

(1) 児童の安全確保に関する取組及び実施時期を定めた安全計画の策定

次の実施内容及びその内容について「いつ、何をすべきかを」を具体的に定めた安全計画を策定し、年間スケジュールを計画します。そして、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものです。

①施設・設備の安全点検の実施に関すること。

②児童や保護者に対し、施設内外での活動及び取組において、安全確保ができるために行う指導及び周知に関すること。

③避難訓練や救急対応等の計画的な実施に関すること。

④再発防止の徹底に関すること。

(2) 自動車での移動時に児童が乗降車する際の児童の所在確認の実施が義務化

所在確認は、送迎用バスの運行に限らず、施設外活動ほか児童等の移動のために自動車を運行するすべての場合を対象に、常に児童の行動の把握に努め、職員間の役割分担を確認し、児童の見落としがないよう対応することが義務化されたものです。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行します。